

議会運営委員会

日 時 平成 2 7 年 6 月 1 日（月）午前 9 時 3 0 分～
場 所 第 3 委員会室

1 平成 2 7 年 6 月亀岡市議会定例会について

（ 1 ）招集告示 6 月 1 日（月） 告示第 号

（ 2 ）開 会 6 月 8 日（月）

2 議案の概要説明について

（ 1 ）概要 （別添）

3 定例会日程について 【別紙№ 1】

（ 1 ）一般質問通告期限 6 月 8 日（月）正午

 ○一般質問順序 共産 緑風 公明 新清流

（ 2 ）請願書提出期限 6 月 8 日（月）午後 5 時

（ 3 ）質疑通告期限 6 月 1 8 日（木）本会議終了時

（ 4 ）意見書等提出期限 6 月 2 3 日（火）総務文教常任委員会終了時

 環境厚生常任委員会提出案については環厚常任委員会終了後

（ 5 ）討論通告期限 6 月 2 4 日（水）午後 4 時

（ 6 ）市民憲章唱和 6 月 1 8 日（木）9:50～ 唱和代表 菱田議員

4 開会日（ 6 月 8 日）の議事について

（ 1 ）議事日程

 諸報告

 第 1 会議録署名議員指名（奥村議員、田中議員）

 第 2 会期決定

 第 3 報告第 1 号及び第 1 号議案から第 7 号議案まで（提案理由説明）

(2) 諸報告

- ・ 予算執行についての計算書の報告 (5 件)
- ・ 監査 (随時・例月・定期・財政援助団体等監査)
- ・ 理事者出席要求
- ・ 委員の変更

「公共交通対策特別委員会」：平本議員 → 竹田議員

- ・ 教育委員再任あいさつ、新教育委員長就任あいさつ、職員紹介

5 一般質問について

(1) 通告書について

○記入注意事項 【別紙№2】

○事務局へメール送付

(2) 質問時間 答弁を含め 1 人 4 5 分

(3) 会派内質問順序 6 月 5 日 (金) までに事務局へ連絡

6 陳情・要望について

(1) 1 3 回目の地球社会建設決議に関する陳情書 (議長供覧)

(2) 地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援強化を
国に求めるための陳情書

7 平成 2 7 年 9 月定例会の決算審査について

(1) 決算特別委員 (2 2 人)

(2) 審査方法 (分科会方式、事務事業評価実施)

(3) 審査日程 (5 日間)

(4) 特別委員会設置 6 月 2 5 日 (閉会日)

8 当面の日程について

6月1日(月) 議運・幹事会終了後	広報広聴会議
13:00 ~	全員協議会(スタジアム関連)
14:00 ~	会派会議
会派会議終了後	広報広聴会議 広報部会
20:00 ~	議会報告会
6月2日(火) 20:00 ~	議会報告会

9 議案の提出について【別紙№3】

○提出者+賛成者の人数

団体意思決定議案(条例、予算等) _____人

機関意思決定議案(意見書、決議等) _____人

10 委員会が他団体と行う意見交換会について(案)【別紙№4】

- (1) 多様な意見交換の場のひとつとしての「委員会の意見交換会」(基条7条2項)
- (2) わがまちトークとの棲み分けとして位置づけ
- (3) 公務性を担保するため委員派遣の手続き(会議規則106条)
- (4) 記録は委員会の意見交換会記録としてまとめHPにて公開

11 政策研究会について

○政策研究会結成、活動の承認

[テーマ] 農林観光政策

[構成員] 菱田議員、小川議員、福井議員、小島議員、齊藤副議長

[研究期間] 平成28年5月31日まで

12 その他

- (1) 議場内撮影許可申請
- (2) エコオフィス期間
- (3) 次回議会運営委員会 6月12日(金) 13:30 ~ (議会活性化)
6月18日(木) 本会議終了後

平成 2 7 年 6 月定例会日程表 (案)

日	曜日	会 議 等	備 考
5/29	金	10:00 ~ 市長議長議案調整 11:00 ~ 議運事前調整	予定議案概要
30	土		
31	日		
6/1	月	【招集告示】 9:30 ~ 議会運営委員会 (市長出席)・幹事会 会派会議	議案
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月	10:00 ~ 【開会、署名議員、会期、提案理由】 (< 12:00 > 一般質問通告期限) < 17:00 請願書提出期限 >	議事日程、監査、出席要求、提案理由
9	火		
10	水		
11	木		
12	金	13:30 ~ 議会運営委員会 (議会活性化)	
13	土		
14	日		
15	月		
16	火	10:00 ~ 市長議長議案調整 11:00 ~ 議運事前調整	追加議案
17	水	全国市議会議長会	
18	木	【一般質問】 (本会議終了後) 議会運営委員会 (市長出席)・幹事会 < 本会議終了時 質疑通告期限 >	議事日程 追加議案
19	金	【一般質問】	議事日程
20	土		
21	日		
22	月	【一般質問、追加提案、付託】	議事日程、提案理由、付託表、 請願文書表
23	火	10:00 ~ 産業建設常任委員会 13:00 ~ 総務文教常任委員会 < 委員会終了時 意見書提出期限 >	環境厚生常任委員会が意見書案 を提出する場合の提出期限は環境 厚生常任委員会終了後
24	水	10:00 ~ 環境厚生常任委員会 会派会議 13:00 ~ 市長議長議案調整 (人事議案) 13:30 ~ 議運事前調整 14:00 ~ 幹事会・議会運営委員会 < 16:00 討論通告期限 >	人事議案・意見書案
25	木	10:00 ~ 各常任委員会 (委員長報告) 議運事前調整 議会運営委員会・幹事会 会派会議 (午後) 【委員長報告、討論、採決、人事議案、閉会】、広報広聴会議	意見書案、審査報告、決算特別名簿 議事日程、(議員表彰)

記入例

平成 2 7 年 月 日

亀岡市議会議長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 様

亀岡市議会議員 ○ ○ ○ ○ ○ ○

平成 27 年 6 月定例会 一般質問通告書

会派名：○○○○○○○（代表・個人）

質問方法（一括・一問一答）

次のとおり通告します。

体裁

- ・ 字体：MSゴシック・フォントサイズ10
- ・ 全角英数字
- ・ 表のサイズを変えない。
- ・ ページがまたがる場合は表を分割しない。

質問事項	質問要旨	答弁者
1 空き家の適正管理について	空き家の放置は、近隣の生活環境を阻害し、不審者の侵入や放火などを誘発する恐れもある。また、災害時に倒壊する危険や住民の避難活動の妨げにもなりかねない。生活環境の保全、災害時の安全確保、犯罪の未然防止の観点から空き家の適正管理が求められる。 (1) 空き家の調査をどのような頻度で行い、市内に長期間放置された空き家がどれくらい存在するか把握しているか。 (2) 管理不十分な空き家は近隣住民にとって危険な箇所と認識しているか。 (3) 空き家の所有者に対してどのような呼びかけ、連絡を行っているのか。 (4) 空き家の管理や処分を行う条例を制定する考えはあるか。	市長 所管部長 答弁を求める者 ・市長 ・担当副市長 ・病院事業管理 ・教育委員長 ・教育長 ・所管部長 ・行政委員会の 等
2 ○○○○につ いて	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○

項目番号・スペース・「～について」等

質問事項に係る趣旨（課題や問題点等）を3～5行程簡潔に記入し、質問を（1）～の箇条書きで具体的に記載する。

質問の順序は、原則、組織機構の
建制順とするが、質問構成の意図
による順序立ても可とする。

< 建制順 >

政策推進室・企画管理部・生涯学習部・
総務部・環境市民部・健康福祉部・産業観
光部・まちづくり推進部・会計管理室・上
水道部・市立病院・教育委員会・選挙管
理委員会・公平委員会・監査委員・農業委
員会等

留意点（先例・申合せ 1 1 8）

- ・質問項目は、細分化し具体的に記載すること。
- ・質問項目は、市政における一般事務の範囲内であること。
- ・質問項目は、会派内で重複しないこと。

議案の提出について

< 最小必要人数 >

	定数改正前	定数改正後
議案区分	提出者 + 賛成者	提出者 + 賛成者
団体意思	3 人	2 人
機関意思	3 人	3 人

団体意思の決定を求める議案（条例、修正）

< 地方自治法第 112 条 > 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。

3 省略

賛成者に提出者を含む（定数 × 1 / 12 以上）

機関意思の決定を求める議案（意見書、決議）

< 会議規則第 14 条 > 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

提出者（1 人以上） + 賛成者（2 人以上）

【参考】平成 11 年地方自治法改正（H 12 . 4 施行）

○ 団体意思決定議案の提出要件 8 分の 1 12 分の 1

< 改正の趣旨 >

地方分権推進委員会第 2 次勧告（H9 . 7 . 8）を受け、地方議会の活性化を目指し議会機能の強化を図るため、議案提出要件を緩和

改正案

【1 案】改正しない

議案区分	提出者 + 賛成者
団体意思	2 人
機関意思	3 人

< 注意 >

法的拘束力を持つ団体意思決定議案より、機関意思決定議案の方が提出要件が重いのは適当でない。（「議会運営の実際 1」野村稔著）

【2 案】定数改正前と同じにする

議案区分	提出者 + 賛成者
団体意思	3 人
機関意思	3 人

< 注意 >

法的には団体意思決定議案は 2 人であり、3 人とする法的な整理はできず申合せとなる。前記自治法改正の趣旨からの検討も必要である。

【3 案】改正する

議案区分	提出者 + 賛成者
団体意思	2 人
機関意思	2 人

< 注意 >

会議規則の改正が必要。

議案提出要件(京都府下の状況)

	市	議員定数	自治法(1/12)		会議規則	
1	福知山市	26	2.17	3	その他のものの規定なし	
2	舞鶴市	28	2.33	3	2名以上の賛成者とともに	3
3	綾部市	18	1.5	2	2名以上の賛成者とともに	3
4	宇治市	28	2.33	3	1/12以上の賛成者とともに(提出者含む。要検討とのこと。)	3
5	宮津市	16	1.33	2	署名し、又は賛成者とともに署名し	1
6	城陽市	20	1.67	2	3名以上の賛成者とともに(提出者含む。申し合わせあり。)	3
7	長岡京市	24	2	2	2名以上の賛成者とともに(提出者を含める解釈)	2
8	向日市	20	1.67	2	1名以上の賛成者とともに	2
9	八幡市	22	1.83	2	2名以上の賛成者とともに(提出者を含める解釈)	2
10	京田辺市	21	1.75	2	2名以上の賛成者とともに(提出者を含める解釈。会派も2名～)	2
11	京丹後市	22	1.83	2	1名以上の賛成者とともに	2
12	南丹市	22	1.83	2	2名以上の賛成者とともに(提出者を含める解釈)	2
13	木津川市	24	2	2	2名以上の賛成者とともに(提出者を含める解釈)	2
14	亀岡市	24	2	2	2名以上の賛成者とともに	3

委員会が他団体と行う意見交換会について（案）

【正規の委員会活動として実施する場合】

- 委員会室で行っても、他の場所で行っても「委員会」となると、委員以外の発言は原則認められない。
- 意見交換する相手を「参考人」と位置付けると発言は可能であるが、議員からの質問に答えるだけになり、双方からの自由な意見交換は認められない。また、参考人への費用弁償が発生する。
- 委員会であるなら公務扱いとなる。

【委員会協議会】

- 自由な活動ができるが、全くの任意活動であり、開催根拠が弱い。
- 公務扱いとならない。

そこで、

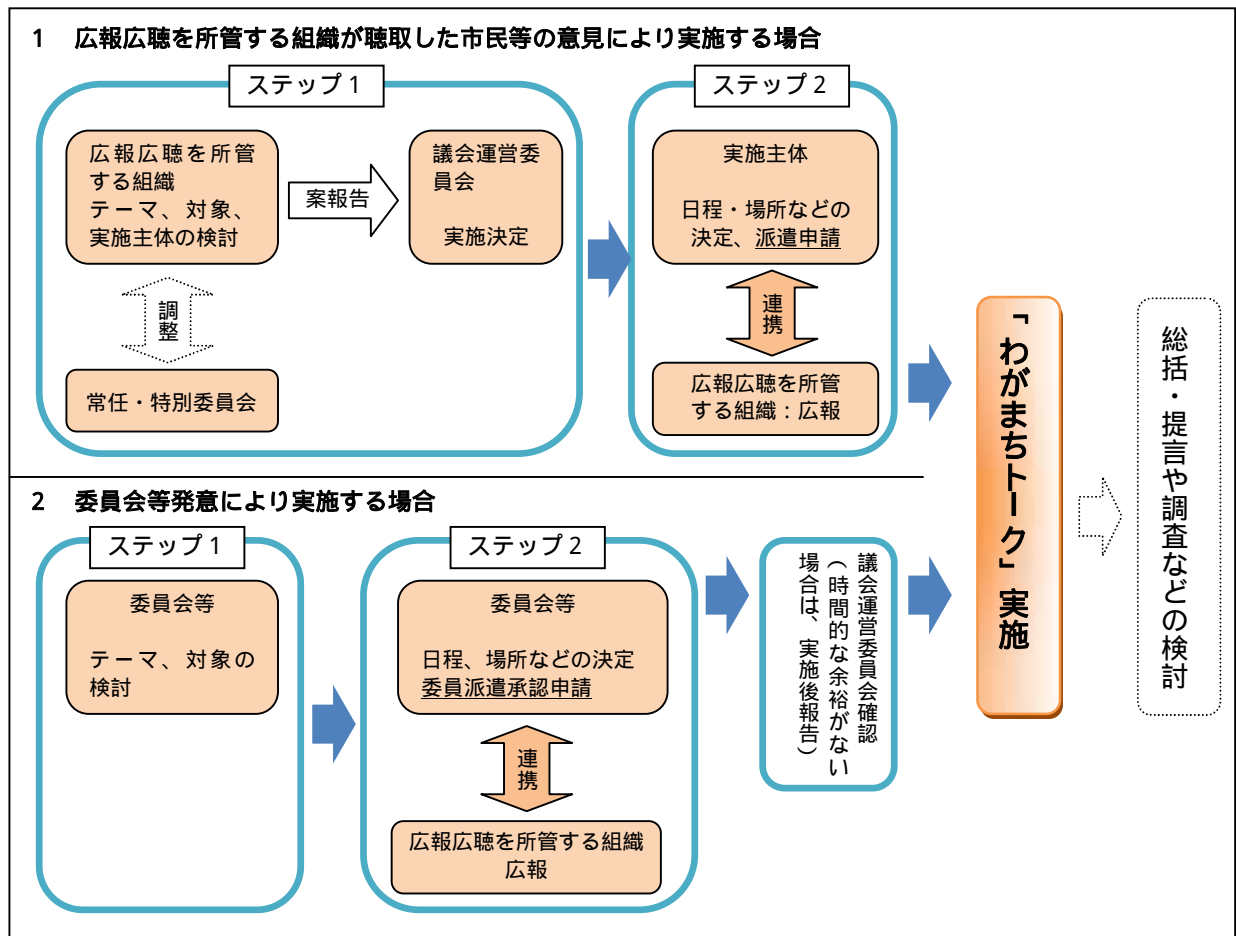
【委員会の意見交換会】

- 委員会が所管事項調査のために特定の団体等と意見交換会を実施する場合は、基本条例第 7 条第 2 項を根拠とした「多様な意見交換の場のひとつ」としての「委員会の意見交換会」と位置付ける。
- 基本条例運用基準「議会報告会等」のフロー図に「わがまちトーク」とは別に「委員会の意見交換会」を加える。
- 公務性を担保するため、会議規則第 106 条に基づく「委員派遣」の手続きを経る。

名 称	「委員会の意見交換会」
内 容	委員会が所管事項調査の一環として、他団体と行う意見交換会（所管事項調査として広く市民の意見を聴取する機会を「わがまちトーク」とし、それとの棲み分けをする。）
根 拠	議会基本条例 第 7 条第 2 項 （議会報告会等） 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
そ の 他	記録は、「委員会の意見交換会記録」としてまとめ、議会報告会及びわがまちトークと同じく、後日 H P 等で公表する。

議会報告会及びわがまちトークについても基本条例第 7 条第 1 項に基づき開催しているが、公務性担保のため、今後は地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 167 条に基づき「議員派遣」の手続きを取ることとする。

フロー図



市民参加による意見交換の場は、「わがまちトーク」と称して実施する。

追加

前 3 号によるもののほか、委員会が所管事項調査のために他団体等と意見交換する場合は、「委員会の意見交換会」として、次のフローに沿って実施する。

